

東松山市国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

東松山市

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 位置付け	1
1-3 計画期間	2
1-4 計画の構成	2
1-5 各種施策の推進と進捗管理	2
1-6 本計画とSDGs	5
第2章 本市の概況	6
第3章 強靱化の基本的な考え方	10
3-1 基本目標	10
3-2 事前に備えるべき目標（行動目標）	10
第4章 脆弱性の評価	11
4-1 脆弱性評価の考え方	11
4-2 リスクシナリオの設定	11
4-3 施策分野の設定	12
4-4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価	12
4-5 脆弱性評価結果一覧	13
第5章 強靱化の推進方針	32
5-1 過去の災害における課題	32
5-2 被害想定	34
5-3 重点的に推進する取組	36
5-4 施策分野ごとの推進方針	37
1. 子ども	37
2. 健康福祉	37
3. 環 境	38
4. 生活基盤	38
5. 活性化	40
6. 協 働	40
7. 行政機能	40
第6章 強靱化に向けた役割	42
6-1 市民の役割	42
6-2 民間企業の役割	42
6-3 医療機関の役割	42
6-4 行政機関の役割	43
資 料 編	44
1. 関連事業一覧	44
2. 関係府省庁の主な支援（交付金・補助金）	46
別 冊	東松山市国土強靱化地域計画アクションプラン

第1章 計画の概要

1-1 策定の趣旨

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定されました。また平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められ、平成30年12月に改訂されました。そして埼玉県においては平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）が策定されました。

こうした中、本市においては、平成26年の大雪、令和元年東日本台風等自然災害によって甚大な被害が発生しました。これらの災害から学んだことを活かし同じような事態が発生しないようにすることが重要です。大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、誰もが快適に暮らせる安全なまちを目指すため、「東松山市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

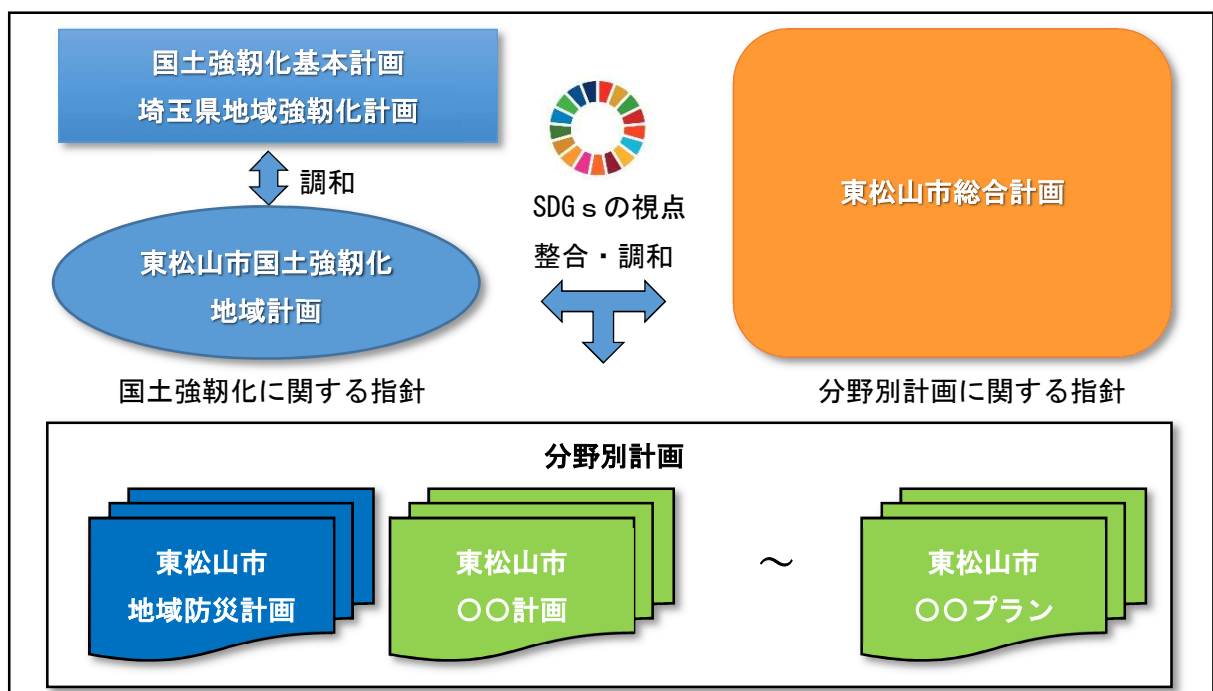
1-2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として本市における強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

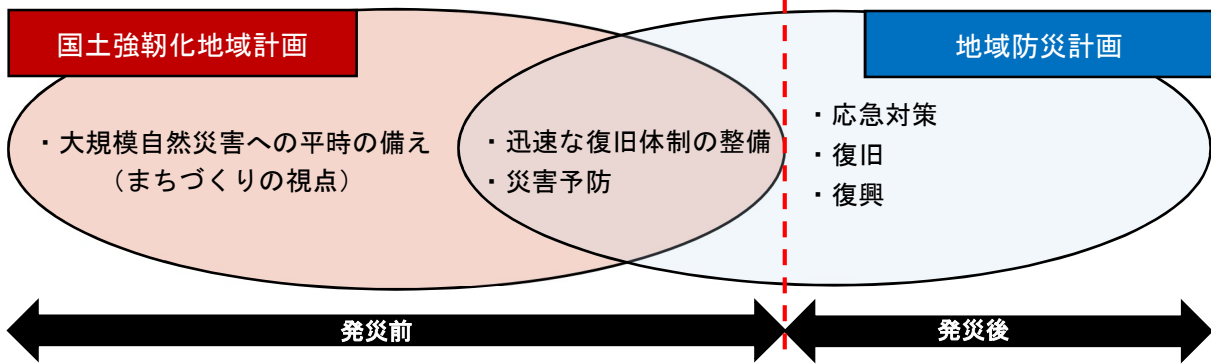
また、本計画は国の基本計画及び県地域計画との調和を図るとともに、「第五次東松山市総合計画」や「東松山市地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、強靱化に関する部分の本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに、実施主体の取組内容を明確にすることが中心の計画となっています。

◆国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



◆国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ



1-3 計画期間

本計画は、令和4年度（2022年度）を初年度とする令和7年度（2025年度）までの4年間で計画期間とします。その後東松山市総合計画の策定に合わせて見直しを行います。

ただし、計画期間中においても、国土強靱化を取り巻く社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ適宜見直し・改善を行います。

1-4 計画の構成

本計画においては、国土強靱化地域計画（本編）とアクションプラン（別冊）で構成し、その主な内容は次表のとおりです。

国土強靱化地域計画（本編）	<ul style="list-style-type: none"> ・強靱化の基本的な考え方 ・脆弱性の評価 ・強靱化の推進方針
アクションプラン（別冊）	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 ・重要業績指標（KPI）等

※アクションプランは国土強靱化に関する取組を着実に実行できるよう、総合計画と合わせて当初の計画期間は4年間とし、毎年度、重要業績指標（KPI）等の達成状況を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、実効性を確保します。

1-5 各種施策の推進と進捗管理

(1) 計画の推進

①ソフト対策とハード対策

基本目標を実現するため、施設、設備、資機材の維持管理・改修・対災害化や代替施設の確保等の「ハード対策」だけでなく、訓練・防災教育、マニュアル更新、地域活動の推進等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じた適切な組み合わせにより、効果的に施策を推進します。

②平常時における活用

非常時に防災・減災等の効果を持つことはもちろんのこと、平常時にも利活用できる対策となるよう工夫し作成します。

③効率的な施策の推進

人口減少等に起因する需要の変化や、社会資本の老朽化等を踏まえて施策を実施します。特に既存の設備の利用促進や、適切な維持管理等により費用を削減しつつ効率的な施策を推進します。

④地域特性に応じた施策

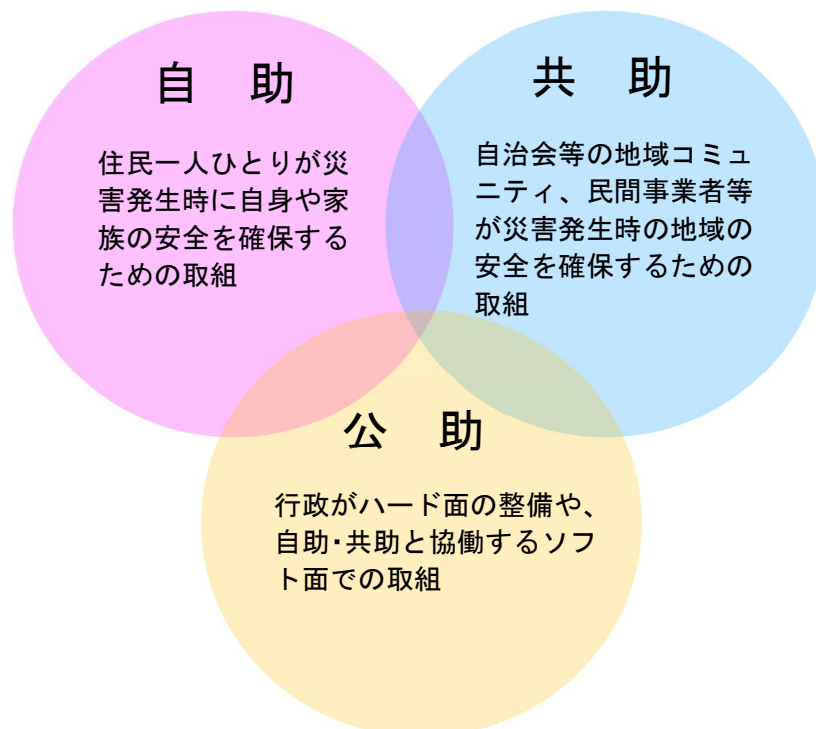
本市の特性に応じて、総合計画の「子ども(子どもたちが健やかに成長する学びのまち)」、「健康福祉(誰もが自分らしく輝ける健康長寿のまち)」、「環境(自然と調和する環境未来・エコのまち)」、「生活基盤(快適に暮らせる安全のまち)」、「活性化(元気で活力のあるにぎわいのまち)」、「協働(人と地域がつながる支え合いのまち)」、のまちづくりの6つの柱に沿って施策を推進します。

また女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者等の方々にも十分配慮した施策を講じます。

⑤自助、共助、公助による取組

災害による人的被害、経済的被害を軽減するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根差した自助と、自治会・自主防災組織をはじめとした身近な地域コミュニティ等による共助が重要です。

昨今頻発する大規模自然災害に対しては、国、地方公共団体だけでなく、個人、家庭、地域、民間事業者、関係機関との適切な連携や役割分担の下、日常的な防災・減災に取り組むことで計画の推進を図ります。

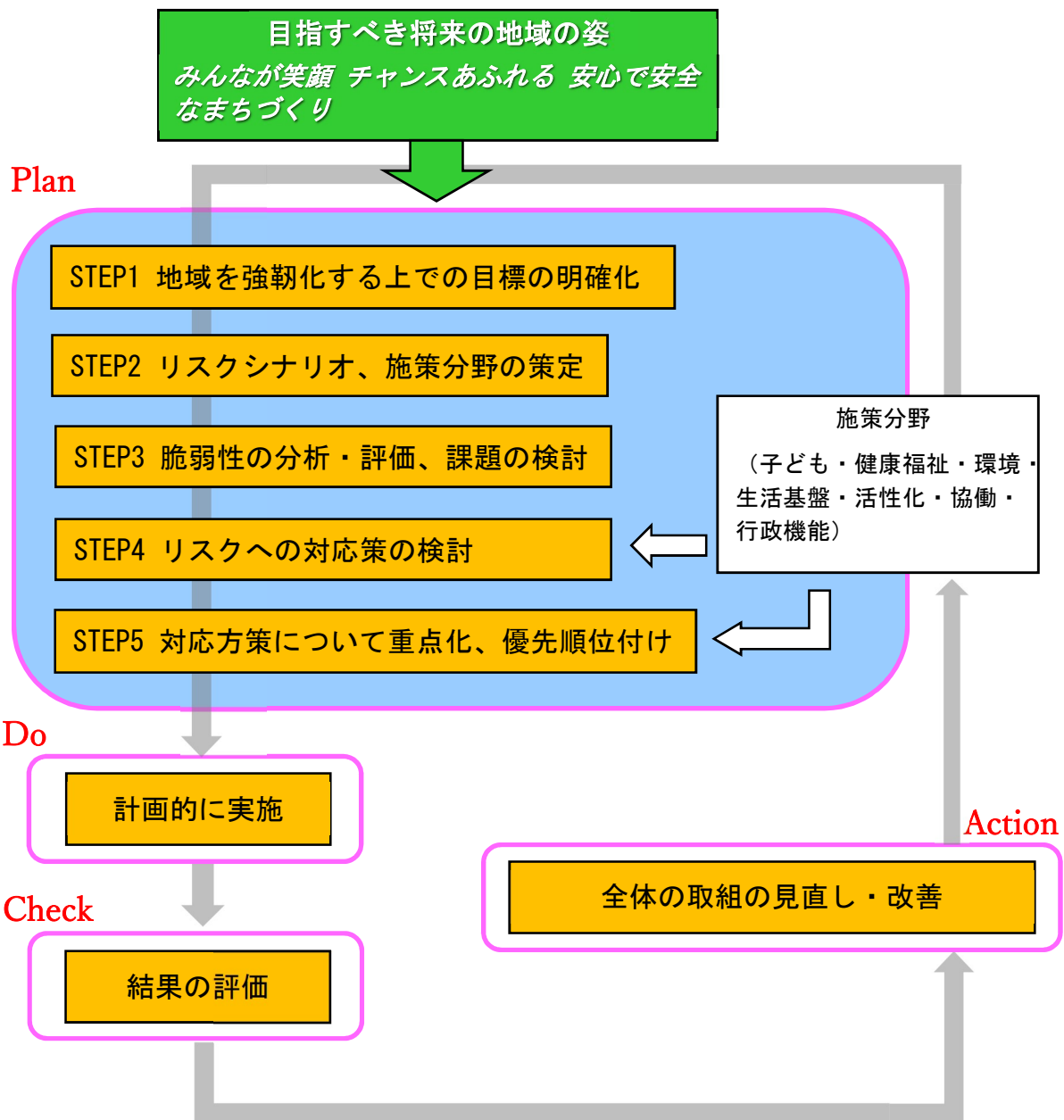


(2) 計画の進捗管理

本計画に位置付けた各種施策については、「第五次東松山市総合計画」、「東松山市地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

本計画では、毎年度、強靱化の取組を着実に推進するため、東松山市国土強靱化地域計画アクションプランに示した数値目標等を活用し、それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し必要に応じて計画の見直しを行います。

加えて、本計画に大きく関連する「防災アセスメント調査」等自然災害の被害想定に関する調査の改定、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について必要に応じて適宜見直しを行います。



1-6 本計画とSDGs

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。本計画の推進にあたっては、17のゴール（目標）のうち、1・9・11・13を踏まえて取り組みます。



【SDGs関連目標（ゴール・ターゲット）】

1. 貧困をなくそう

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

11. 住み続けられるまちづくりを

11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

13. 気候変動に具体的な対策を

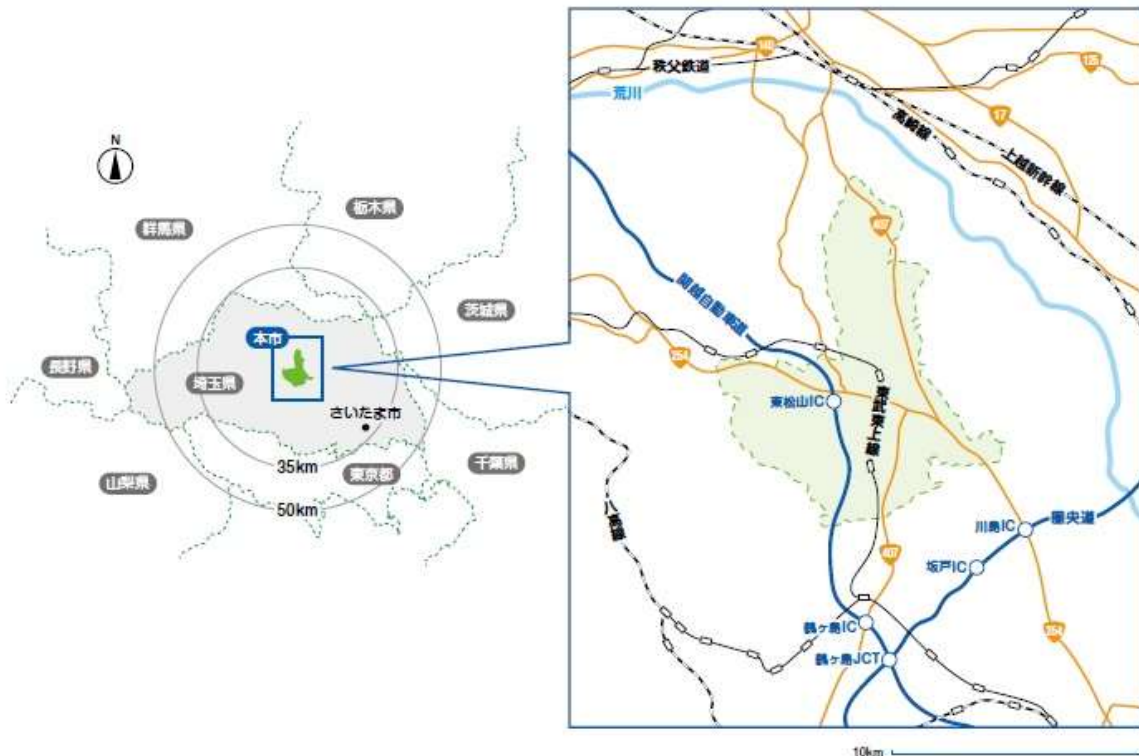
13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

第2章 本市の概況

(1) 位置

本市は、埼玉県のほぼ中央、東京都心から約 50 km、県都さいたま市からは約 35 km圏に位置しています。

交通面では、都心までおよそ 1 時間で結ぶ東武東上線の東松山駅と高坂駅があり、市民の通勤・通学の足として利用されています。幹線道路は、国道 254 号が東西に横断するとともに、国道 407 号が南北を縦断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しています。また、関越自動車道・東松山インターチェンジもあり、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）についても近隣の川島町にインターチェンジがあり、広域的な交通利便性に富んでいます。



(2) 地勢

市域の総面積は、65.35 km²で埼玉県のおよそ 1.7%に当たり都幾川低地を望む台地に位置し、地質は関東ローム層を主体としています。標高は 25~40m でみどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化にとんだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

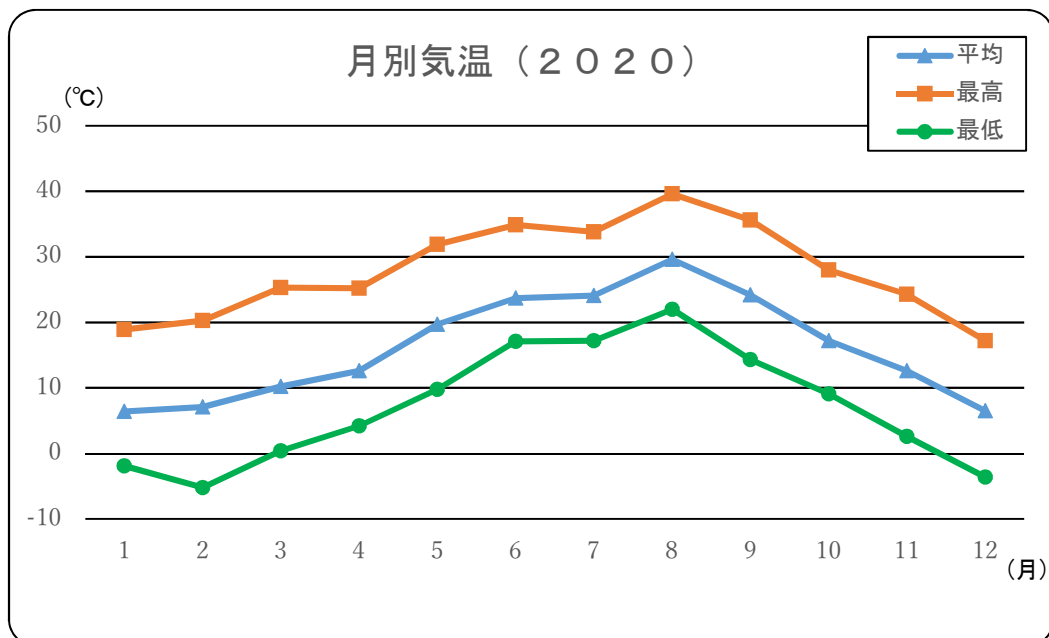
(3) 気象

熊谷地方気象台における、過去 10 年間の気象データと令和 2 年（2020 年）の月別気象データは次のとおりです。

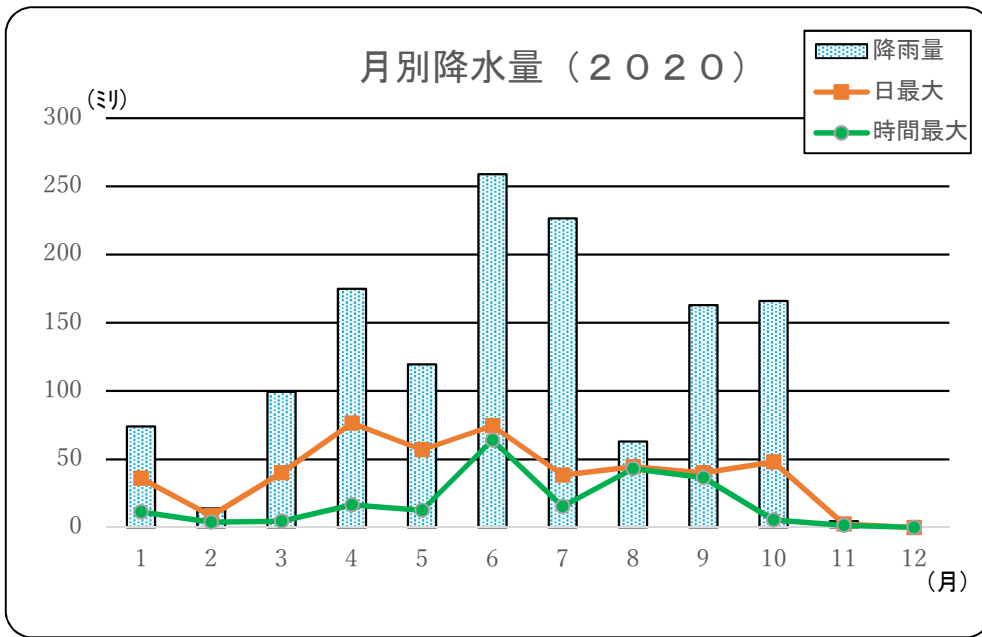
【気象データ】

年次	気温(°C)			降水量(ミリ)		
	平均	最高	最低	降水量	日最大	時間最大
2011	15.4	39.8	-4.6	1324.5	204.5	51.5
2012	15.1	37.8	-5.6	1079.0	94.0	24.5
2013	15.6	39.3	-4.8	1251.0	105.0	48.0
2014	15.3	38.8	-4.7	1387.5	111.5	31.0
2015	16.0	38.6	-4.6	1335.0	159.5	52.5
2016	15.9	37.3	-5.7	1301.0	134.5	70.0
2017	15.4	37.8	-5.3	1308.5	138.5	46.0
2018	16.4	41.1	-5.3	1056.0	54.5	39.5
2019	16.1	38.4	-4.3	1460.5	250.0	29.5
2020	16.2	39.6	-5.2	1364.0	76.5	64.0

資料：気象庁（観測地点 熊谷）



資料：気象庁（観測地点 熊谷）

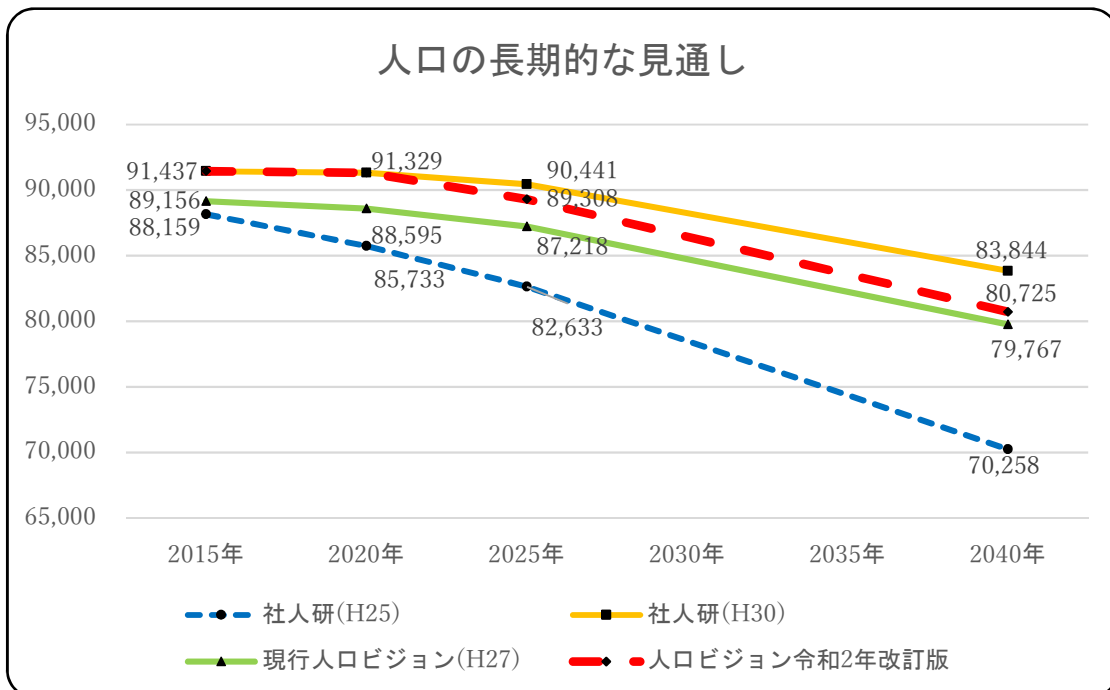


資料：気象庁（観測地点 熊谷）

(4) 人口

都心まで電車で最短 44 分という立地にあり、積極的な企業誘致や土地区画整理事業による計画的な宅地供給の影響もあり、現在人口は 90,000 人台を維持しています。日本全体で人口減や少子化・高齢化が進みつつある中、国の推計によると、将来的には本市においても人口は減少する見込みです。

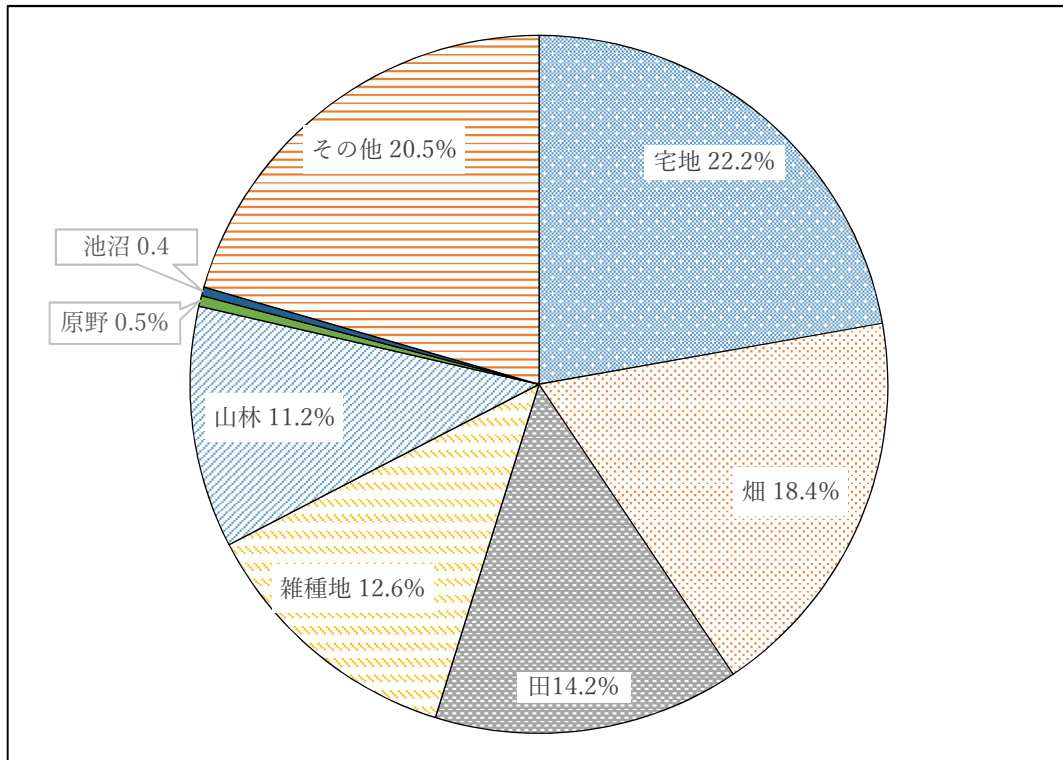
本市では、第五次東松山市総合計画において、令和 7 年（2025 年）における目標人口を 89,000 人と定め、各種施策を展開しています。



出典：第五次東松山市総合計画後期基本計画

(5) 土地利用状況

本市の土地利用の状況を見てみると、宅地が22.2%と最も多くを占めています。次いで畑が18.4%を占め、田と合わせると32.6%を農地が占めていることとなります。その他山林を含め本市は、みどり豊かな丘陵地と農地と住宅地を形成する平野部からなり、豊かな自然が育まれ環境との調和が図られたまちが形作られています。



資料：統計ひがしまつやま 令和2年1月1日現在

第3章 強靱化の基本的な考え方

3-1 基本目標

本市における強靱化を推進するため、国の基本計画及び県地域計画を踏まえ本市の立地特性に応じた基本目標を次のとおり設定しました。

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興が図られること

3-2 事前に備えるべき目標（行動目標）

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定しました。

- ① 被害の発生抑制による人命の保護
- ② 救助・救急・医療活動による人命の保護
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- ④ 必要不可欠な行政機能の確保
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- ⑥ 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能維持
- ⑦ 二次災害の発生抑制
- ⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

【8つの目標の時間軸上の整理】

災害発生時	災害発生直後	復旧期	復興期
①被害発生抑制による人命の保護			
	②救助・救急・医療活動による人命の保護		
	③交通ネットワーク、情報通信機能の確保		
	④必要不可欠な行政機能の確保		
	⑤生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧		
	⑥「稼げる力」を確保できる経済活動の機能維持		
		⑦二次災害の発生抑制	
			⑧大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

第4章 脆弱性の評価

4-1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害に対する脆弱性の評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、どこに脆弱性があるかを明らかにし評価するものです。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、リスクシナリオごとに本市において取り組むべき施策を検討したものです。

4-2 リスクシナリオの設定

本計画は国の基本計画や県地域計画との調和を図りつつ、両計画で設定されたリスクシナリオから本市におけるリスクシナリオの設定を検討し、本市の地域特性を考慮した上で事前に備える目標（行動目標）に対応させた、26のリスクシナリオを次のとおり設定しました。

事前に備える目標 (行動目標)	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
	3-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	上下水道の機能停止が長期化する事態
	5-4	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

事前に備える目標 (行動目標)	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

4-3 施策分野の設定

市で想定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について、施策分野を設定しました。

本市の総合的な市政運営の指針である東松山市総合計画と一体的に実施及び進捗管理をしていくため、東松山市総合計画の6項目の分野別施策に行政機能を追加した7項目としました。

No.	施策分野	まちづくりの柱となるテーマ
1	子ども	子どもたちが健やかに成長する学びのまち
2	健康福祉	誰もが自分らしく輝ける健康長寿のまち
3	環境	自然と調和する環境未来・エコのまち
4	生活基盤	快適に暮らせる安全のまち
5	活性化	元気で活力のあるにぎわいのまち
6	協働	人と地域がつながる支え合いのまち
7	行政機能	(比企広域消防本部、東松山消防署を含む)

4-4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害の記録等を基にその事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容を整理しました。

これらを踏まえ、26のリスクシナリオについて、発生回避、被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。

(2) 評価の結果

【脆弱性評価結果のポイント】

- 大規模自然災害による26のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備える必要があります。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要があります。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要があります。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン等の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、非常用電源の確保等の代替手段の確保にも取り組む必要があります。また、平時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要があります。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強いまちをつくる必要があります。

4-5 脆弱性評価結果一覧

1. 被害の発生抑制による人命の保護

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(学校安全教育の充実)

- 災害発生時に、児童生徒が主体的な行動が取れるよう、安全教育を引き続き実施する必要があります。 [学校教育課]

(空き家対策の推進)

- 空き家は今後も増加することが予想され大規模災害時において、老朽化が進行し危険な状態の空き家は倒壊して緊急輸送道路や避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、空き家の除却や活用等を促す必要があります。 [環境政策課、住宅建築課]

(燃料の確保)

- 想定を超える大規模火災では長時間の消火活動により、消防車両等の燃料の枯渇が予想されるため燃料の確保が必要です。 [危機管理防災課、消防本部管理課、消防本部警防課]

(火災に強いまちづくり)

○災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高いエリアや幹線道路沿線に防火地域又は準防火地域を指定する必要があります。 [都市計画課]

○市内においては木造住宅を主とした住宅密集地があるため、避難路の確保や延焼遮断帯の形成等により、都市構造の防火機能を高める必要があります。

[都市計画課、市街地整備課]

(公園の適正な維持管理)

○大規模火災や地震災害が発生した場合、地域の住民が一時的に避難する場所として近隣の公園が想定されているため、身近なオープンスペースとして計画的に配置されている公園の、防災機能強化と老朽化対策を行う必要があります。 [都市計画課]

(文化財保護の推進)

○災害発生時において、文化財が損害を受けることの無いよう事前の対応が必要です。また、指定文化財は可燃性のものも多く、火災の検知から初期消火活動までの時間をできるだけ短くする必要があります。 [埋蔵文化財センター]

(消防施設の強化)

○災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化は終了していますが、老朽化した施設の計画的な更新が必要です。 [消防本部管理課、消防本部警防課]

○インフラの被災によって電力等エネルギー供給が途絶、機能不全に陥る可能性があるため、代替施設の検討が必要です。 [消防本部警防課]

○大規模災害発生時には、火災や救急・救助要請の急増等通常をはるかに上回る緊急通報の入電によって指令業務に遅れや混乱が生じやすく、情報通信システムの機能向上が必要です。 [消防本部指令課]

(消防体制の強化)

○大規模災害発生時には、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、資機材や活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊等応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築しておく必要があります。 [消防本部警防課]

(消防団の充実・強化)

○消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、消防力強化のため消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る必要があります。 [消防本部管理課]

○全消防団員に占める被雇用者団員の割合は高い水準にあり、平日日中における災害発生では消防団が持つ動員性や即時対応力を確保する必要があります。

[東松山消防署]

(火災予防の啓発)

○住民・地域・事業者等への防火防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図るとともに、事業所や自治会町内会がより積極的に訓練を実施するよう、地域への働きかけが必要です。 [消防本部予防課]

○住宅火災の発生を防止するため、消防団と連携し各地域で火災予防広報を行う必要があります。 [消防本部予防課]

(火災防止対策・被害の抑制)

○火災による被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の徹底を図る必要があります。災害リスクの高い高齢者家庭や住宅等に積極的な防火対策の推進が必要です。 [消防本部予防課]

○住宅密集地域における大規模火災のリスクを軽減するため、各家庭での避難行動における電源遮断の定着化と併せて感震ブレーカー設置の促進を図る必要があります。 [消防本部予防課]

○多数の者が出入りする防火対象物の出火防止対策を図るため、防火管理者や防火担当者に対し、防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行う必要があります。 [消防本部予防課]

1-2 建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(保育施設の耐震化)

○保育園や認定こども園においては、老朽化している施設もあることから、就学前の子どもたちの安全性の確保の観点から、施設整備等による防災対策の推進を図る必要があります。 [保育課]

(学校施設の整備)

○学校施設は児童・生徒の学習及び生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、老朽化対策や設備の計画的な更新を図り、安全に利用できる環境を整えておく必要があります。 [教育総務課]

(災害対策本部機能の強化)

○災害発生時における災害対策本部の設置運営に当たり、停電時においても本部機能を途切れることなく運営するため、燃料の備蓄を含め自家発電設備の整備が必要です。 [危機管理防災課]

○災害対策本部の運営に当たり、各本部員の役割を明確化し円滑な運営を可能とするため日頃の訓練が必要です。また、災害発生時における災害対策本部の設置運営のためのマニュアルの整備も必要です。 [危機管理防災課]

(家具の転倒防止対策の促進)

○近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊等によるもののほか、住宅内におけるタンス等

の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を促進する必要があります。 [危機管理防災課]

(住宅の耐震化)

○大地震により倒壊等の可能性が高いとされる、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅が存在するため、耐震化を促進する必要があります。 [住宅建築課]

(公共施設の適正な維持管理)

○公共施設は不特定多数の人が利用するとともに、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため、耐震化の推進や適切な維持管理が必要です。

[住宅建築課、管財課、政策推進課]

(建築物の応急危険度判定体制の充実)

○地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次被害を防ぐため、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する必要があります。 [住宅建築課]

(市営住宅の適正な維持管理)

○市営住宅の耐震化は完了していますが耐久性の向上等を図るため、計画的に修繕・改善を実施することにより長寿命化を推進する必要があります。 [住宅建築課]

1-3 異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(社会福祉施設への啓発活動)

○障害者施設や介護施設においては、異常気象発生に対するいち早い情報の収集を図り、避難決定のタイミング等、行動指針を策定する必要があります。また、その際の避難や経路等を日頃より確認・訓練しておくことが重要です。 [障害者福祉課、高齢介護課]

(社会福祉施設の防災・減災対策)

○介護施設や障害者施設においては、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震改修、大規模修繕等により安全性の確保を図る必要があります。 [高齢介護課、障害者福祉課]

(避難確保計画の作成支援)

○洪水浸水想定区域内にある、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。

[危機管理防災課、障害者福祉課、高齢介護課、学校教育課、保育課]

(避難施設の充実)

○災害発生時、迅速な避難所の開設及び運営のため、避難所の整備及び備蓄物資・資機材の整備を引き続き行うとともに、避難所開設・運営訓練を実施する必要があります。

[危機管理防災課]

(自主防災組織の強化)

○市民の減災に向けた自助の取組のきっかけとして、出前講座等を有効に活用し防災意識の向上を図る必要があります。また、自助・共助の取組の中心となる自主防災組織を全ての自治会に設置する必要があります。 [危機管理防災課]

○自主防災組織の育成強化のため、防災訓練における技術的指導の実施や自主防災組織リーダー養成研修の開催、自主防災組織の手引き等の各種パンフレットの配布等の支援を行うことが必要です。 [危機管理防災課]

○自主防災組織の運営及び防災訓練を支援するため、東松山市自主防災組織等補助金の活用を促進する必要があります。 [危機管理防災課]

(個人の防災意識の向上)

○ハザードマップやマイ・タイムラインの作成等により市民に対する災害リスクの周知を図るとともに、自主的に避難行動を行うよう市民一人ひとりの避難体制の構築を進める必要があります。 [危機管理防災課]

(入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進)

○都幾川では、堤防から越水が複数発生し決壊に至るなど、現状の治水施設の能力を超えるような事象が発生しており、これまで以上の治水対策が必要です。また、被害の発生により情報が膨大となり、状況把握・情報伝達・避難行動が円滑に進まないため、水防・避難行動のための体制等を充実させる必要があります。 [危機管理防災課、河川課]

(災害リスクを踏まえたまちづくり)

○急速な少子化・高齢化及び人口減少を見据えた都市のコンパクト化と、災害リスクを踏まえた防災まちづくりが必要です。 [都市計画課]

(河川の計画的な整備)

○大雨により河川及び排水路が溢水した場合、浸水被害につながるため、対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

(内水対策の推進)

○大雨により一級河川が増水、又は山林や農地の宅地開発により雨水浸透・貯留機能が低下した場合、内水氾濫につながるため対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

(河川改修の促進の要望)

○大雨により一級河川が決壊した場合、大規模な浸水被害につながるため、対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

(農業水利施設の適正な維持管理)

○農業用水路や農業用ため池等の農業水利施設の老朽化が進んでいることから、計画的な施設の改修、廃止により適正な維持管理を進める必要があります。 [農政課]

(市街地における内水浸水対策)

○近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大しています。雨水浸水対策として公共下水道（雨水管）や水路の改修等を進める必要があります。 [下水道施設課、道路課]

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

○土砂災害ハザードマップの定期的な改訂及び土砂災害を想定した避難訓練等、警戒避難体制の整備を強化する必要があります。 [危機管理防災課]

(土砂災害防止対策の推進)

○土砂災害警戒区域内の現地調査により、がけ地所有者等へ改善実施に向けた働きかけや技術的なアドバイスを行うとともに、市が所有する土地の急傾斜地については安全対策を進めていくことが必要です。 [都市計画課、危機管理防災課]

(農業用ため池等の防災対策)

○本市において農業用ため池は49箇所あり、この内地震等により堤体が決壊した場合、浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池（4箇所）の対策工事を計画的に進める必要があります。 [農政課]

1-5 災害等対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

(危機管理マニュアルの活用及び見直し)

○小中学校における危機管理マニュアルについては、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ年1回以上内容の見直しと改善が行われることが必要です。 [学校教育課]

(福祉避難所の充実強化)

○災害時に配慮を要する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等が不安なく避難生活を送れるようこれら避難者の視点に立った避難所運営を進める必要があります。 [社会福祉課、危機管理防災課]

(市登録制メールの登録促進)

○市登録制メールは、多数の市民に避難指示等の緊急かつ重要な防災情報を一斉配信できることから、登録促進に取り組む必要があります。 [危機管理防災課]

(自主防災組織の強化)

○災害時に、自主防災組織が効果的な防災活動ができるよう平時から住民が防災に関する知識を共有し、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが必要です。

[危機管理防災課]

(防災訓練の実施)

○避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市、市民、自治会及び学校等関係機関は連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要があります。

[地域支援課、学校教育課、危機管理防災課]

(消防職員の災害対応能力の向上)

○消防職員の災害対応能力向上のため、実践的な訓練を通じた災害対応能力の向上を図る必要があります。

[消防本部警防課]

(受援体制の整備)

○高齢者が多い地域や木造住宅が密集した地域では通報の遅れ等から、被害が拡大するため事前対策が必要です。また、大規模火災時における緊急消防援助隊等災害時応援部隊との連携が円滑に行えるよう、受援体制を準備する必要があります。

[消防本部警防課]

2. 救助・救急・医療活動による人命の保護

2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態

(教職員の危機管理体制の強化)

○緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備えて、教職員の危機管理意識を高めるとともに、避難訓練や研修等を通じてスキルアップを図る必要があります。[学校教育課]

(要配慮者支援の推進)

○災害時に配慮を要する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別避難計画の作成、住民参加による防災訓練等、平時からの対策の推進が必要です。

[社会福祉課]

(受援体制の整備)

○大規模災害発生時においては、本市の消防力だけでは対応が困難であり広域的な支援が必要となるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整えておく必要があります。また、初動では消防職員のマンパワー不足により捜索範囲等が限られるため、早期に消防団等の関係機関と連携し、多くの人員を投入した救助・捜索活動を行う必要もあります。

[危機管理防災課、消防本部警防課]

(地域連携の強化)

○地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手

当の普及促進等、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要があります。 [危機管理防災課、地域支援課]

(消防体制の強化)

○大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図ることが必要です。

[消防本部警防課]

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

(医療機関の連携強化)

○災害発生時の医療需要の増加により、医療機能の麻痺や停止することが発生する可能性があるため、これらを防ぐため平時からの対策を図り、需要が増加した場合においても必要な医療が受けられるよう保健所、医師会及び医療機関との連携を強化する必要があります。

[健康推進課、病院総務課]

(DMATの受入体制の整備)

○災害発生直後の急性期に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備しておく必要があります。

[健康推進課]

(EMISの活用)

○市災害対策本部、医療機関、防災関係機関は医療情報を迅速に収集、伝達、共有できるような情報ネットワークを構築し、平時から連携を強化する必要があります。そのため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の更なる活用を進める必要があります。

[健康推進課]

(市民病院の充実)

○市民病院は災害発生時には病院機能を維持、かつ最大限に活用し、患者及び被災者に必要な医療を提供できるよう施設の耐震化、停電や断水への備えが必要です。

[病院総務課]

(医薬品、医療資機材の確保)

○医療救護班で使用する医薬品や医療資機材は、医師会、薬剤師会等との協議により必要量を確保できるような体制の構築が必要です。

[健康推進課、病院総務課]

(DWA Tの受入体制の整備)

○災害時における高齢者、障害者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携による災害派遣福祉チーム(DWA T)の取組を促進する必要があります。

[社会福祉課]

(救急医療体制の強化)

- 災害時に避難所となる市民活動センターや小中学校等の公共施設に、自動体外式除細動器（AED）の設置は進んでいますが、今後は自動体外式除細動器（AED）の操作方法を含む救命講習会を広く行っていく必要があります。 [消防本部警防課]
- 災害発生時、医療スタッフや医療機関が被災し対応が困難になることも想定されることから、広域的な搬送を前提とした救護体制の整備が必要です。 [消防本部警防課]
- 大規模災害発生時には病院機能が低下し、傷病者の受入れが困難になることが想定されるため、重症者を優先した搬送体制を構築する必要があります。 [消防本部警防課]

2-3 ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態

(健康指導体制の充実)

- 衛生環境が悪化した場合に、感染症や心身の不調が発生する可能性があります。災害時には健康指導等、保健活動に従事できる保健師の不足が懸念され、被災市民に必要な支援が不足する可能性があります。そのため保健活動を担う人材を確保するため庁内関係部署や関係機関との連携強化を図る必要があります。 [健康推進課]

(し尿や廃棄物処理の充実)

- 災害発生時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下します。トイレの衛生管理やごみ処分のマナーの向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者・団体等との協力関係を充実する必要があります。 [廃棄物対策課、環境センター]

(災害用トイレの整備)

- 平時と異なる生活環境下において公衆衛生環境を保全するため、仮設トイレや災害用トイレなど、災害時に使用可能なトイレの整備・確保を進めていく必要があります。 [危機管理防災課、下水道施設課]

(合併処理浄化槽の転換促進)

- 単独処理浄化槽や維持管理されていない合併処理浄化槽の増加は、生活排水の水質浄化機能の悪化や災害による破損等の問題が懸念されることから、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の周知啓発が必要です。 [環境センター]

(下水道機能の確保)

- 震災時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び、被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め、地震に対する安全性を高めるとともに、広域における支援体制の整備が必要です。 [下水道施設課]

(公共下水道の拡大)

- 大規模災害時においても、市民に衛生的な環境を提供するため公共下水道（污水）の未整

備区域における汚水事業の推進を図る必要があります。併せて老朽下水道管等の対策を進める必要があります。 [下水道施設課]

(下水道事業業務継続計画（BCP）の充実)

○大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要があります。 [下水道施設課]

3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

(道路の防災性の向上)

○災害時の避難路や緊急車両の通行の確保、火災の延焼防止のため、各地区において主要な避難路と判断される道路や市街地の狭あい道路について整備を進め、安全性の確保や利便性の向上を図る必要があります。 [道路課]

(緊急輸送道路沿線建築物の耐震化)

○緊急輸送道路や重要物流道路等の沿線建物の倒壊等によって、それらの道路が閉塞した場合、緊急車両の通行や復旧作業等の妨げになるおそれがあるため、沿線建築物の耐震化を進める必要があります。 [住宅建築課]

(歩行空間のバリアフリー化)

○中心市街地における道路においては、沿線住宅や電柱の倒壊等による道路閉塞により、緊急輸送道路・避難路としての機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民の避難ができなくなり死傷者が発生するおそれがあるため、災害に強い都市計画道路等の整備が必要です。 [市街地整備課]

3-2 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

(帰宅困難者対策の充実)

○大規模災害が発生し公共交通機関が運行停止となる場合には、通勤・通学や買い物等で外出している人が帰宅できなくなる可能性があります。また、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱することが予測されることから、関係機関とも連携を図りながら帰宅困難者対策に取り組む必要があります。 [危機管理防災課]

(公共交通の維持・確保)

○大規模災害時における市民の移動手段を確保するため、平時から公共交通の維持・確保に取り組むとともに、災害時の運行の確保に向けた取組が必要です。 [地域支援課]

(情報提供体制の整備)

○発災後に発生することが予想される、公共交通機関の遅延及び交通渋滞による避難の遅れ

を回避するため、正しい情報を素早く提供する必要があります。

[広報広聴課]

(橋梁の強靱化)

○交通の長期遮断を回避するため、緊急輸送道路等に架かる主要な橋梁の震災対策を計画的に実施する必要があります。

[道路課]

3-3 情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態

(情報発信ツールの充実)

○発災後、必要な情報を確実に伝達するため防災行政無線や市登録制メールはもとより、SNS等多種多様な媒体を利用して、市民に随時正確な情報提供ができる仕組みを構築する必要があります。

[危機管理防災課、広報広聴課]

(防災拠点の非常用電源の確保)

○公立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保等が必要です。

[危機管理防災課]

(情報サービスの維持向上)

○情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討する必要があります。

[情報統計課]

(情報通信手段の確保)

○大規模災害発生時には、携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能となる公衆無線LAN等の整備が必要です。

[情報統計課、地域支援課、生涯学習課]

4. 必要不可欠な行政機能の確保

4-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態

(公共施設の適正管理)

○公共施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所等の拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要があります。

[教育総務課、管財課、地域支援課、スポーツ課]

(市民活動センターの適正な維持管理)

○災害時における各市民活動センターは地域の防災拠点としての役割があり、施設の耐震化や計画的な維持管理が必要です。

[地域支援課]

(災害ボランティアの活用)

○被災者支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、災害発生時に災害ボランティアセンターを運営する東松山市社会福祉協議会との連携体制を強化するとともに、その活動を

支援する必要があります。

[社会福祉課]

(関係機関等との連携強化)

○ライフライン関係機関や公的機関等との連携強化のための連絡会議の開催や、訓練の相互参加等を通じて広域応援・受援体制の充実強化を図っていく必要があります。

[危機管理防災課]

(災害時応援協定の強化)

○災害時に、被災者の迅速な救援等が行われるよう、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定の締結や連絡会議の開催等により、協定に基づく応援内容や実施体制の見直しを随時行っていく必要があります。

[危機管理防災課]

(災害対策本部機能の強化)

○大規模災害の発生を想定し、災害対応の中心となる災害対策本部運営に関しロールプレイング方式を採用した、図上シミュレーション訓練等を引き続き実施する必要があります。

[危機管理防災課]

(安定的な財政運営)

○災害により市有施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるよう安定的な財政運営を行う必要があります。

[財政課]

(ICT部門の業務継続計画の整備)

○全庁BCPを補強し、全庁BCPにおける非常時優先業務において使用される情報システムについて、業務継続の視点から責務を果たすための戦略的な対策計画及び災害時における効率的な行動計画を明確化する、ICT部門の業務継続計画が必要です。[情報統計課]

(本庁舎等の被災対策)

○災害により本庁舎等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるよう、代替施設の準備を行う必要があります。

[管財課]

(資金支払方法の整備及び職員への情報共有)

○市や指定金融機関が被災した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備し支払いの方法を確認しておく必要があります。

[会計課]

5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

(支援物資等の管理体制の充実)

○ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間事業者等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力

体制を構築する必要があります。また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を迅速に供給できるような、物資運搬体制を整備する必要があります。
[危機管理防災課、地域支援課、総務課、会計課]

(輸送体制の整備)

○災害時において人員の輸送や支援物資・備蓄物資等を各避難所へ円滑に届けるため、輸送・配送の体制を整備する必要があります。
[危機管理防災課、総務課]

(備蓄物資の充実)

○介護施設や障害者施設で1日3食を提供する施設については、災害発生時における食料や飲料水等の備蓄が必要です。
[高齢介護課、障害者福祉課]

○災害時における飲料水、食料、生活必需品について、目標量の確保を図るとともに、計画的な入替えを行い品質管理及び機能の維持を図る必要があります。
[危機管理防災課]

○大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食料等の提供が十分ではない事態も想定されることから、家庭内備蓄の充実を図る必要があります。

[危機管理防災課]

(防災倉庫の適正な維持管理)

○避難所の防災倉庫について、経年劣化等による機能低下が生じている場合は、状況を確認した上で優先度等に応じて適宜必要な保全処理を実施する必要があります。

[危機管理防災課]

(防災倉庫の整備)

○新型コロナウイルス対策に伴い、各避難所における備蓄物資の増加に対応するため配送の拠点となる防災倉庫を建設する必要があります。
[危機管理防災課]

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

(家庭用非常用電源設備等の確保)

○再生可能エネルギー及び省エネルギー設備機器の導入等により、災害時におけるエネルギー確保を促す必要があります。
[環境政策課]

(燃料の確保)

○災害時の救助・救急、医療活動及び災害復旧のためのエネルギーを確保するため、関係機関との協定等により燃料を確保する必要があります。
[危機管理防災課]

5-3 上下水道の機能停止が長期化する事態

(家庭内備蓄の促進)

○上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時から飲料水や非常用トイレの備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに、避難所等への配布・配備体制の充実を

図る必要があります。

[危機管理防災課、上下水道経営課、水道施設課]

(応急給水体制の確立)

○水道施設が被災した場合には、市及び関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、市民への対応等を迅速に実施する必要があります。

[上下水道経営課、水道施設課]

(応急給水資機材の備蓄の推進)

○災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、応急給水資機材の充実をより一層図る必要があります。

[上下水道経営課、水道施設課]

(水道施設の耐震化)

○災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、重要給水拠点への水道管の耐震化を優先的に進めるとともに、浄水場・配水場等の基幹施設の耐震化工事を耐震診断の結果に基づき計画的に実施する必要があります。

[水道施設課]

(危機管理対策マニュアルの充実)

○既に策定済みの危機管理対策マニュアルについて、厚生労働省の危機管理対策マニュアル策定指針に基づき必要に応じて見直しを行うとともに、災害時や事故時に迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対してマニュアルの周知及び教育訓練を行う必要があります。

[水道施設課、上下水道経営課]

(下水道機能の確保)

○老朽化の著しい下水道処理施設に起因する事故を未然に防止するため、計画的に改築・更新に取り組み耐震化を進める必要があります。

[下水道施設課]

5-4 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事象

(避難所内の衛生管理)

○大規模災害時における感染症の防止には、市民一人ひとりの感染症予防の取組が最も重要です。また、避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者の感染症に対する抵抗力の低下等、感染症のリスクが高くなると考えられるため、避難所等の衛生管理の維持も重要です。感染症予防等についての市民への正しい情報提供を行い、保健所、医療関係機関、国や県等が連携し感染拡大を防止する必要があります。 [健康推進課、危機管理防災課]

○トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要があります。 [健康推進課]

(避難所の適正な運営管理)

- 避難所等平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理等を行っていく必要があります。[危機管理防災課、地域支援課]

(自主防災組織の強化)

- 自主防災組織の育成強化のため、防災訓練における技術的な指導の実施や自主防災組織リーダー養成研修の開催、「自主防災組織の手引き」等の各種防災パンフレットの配布等の支援を行うことが必要です。[危機管理防災課]

(防災訓練の実施)

- 避難者の健康状態の確認、基本的な感染症対策、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練等を実施し対応手順を確認・習熟する必要があります。[危機管理防災課、地域支援課]
- 地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に行い実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要があります。[地域支援課、危機管理防災課]

6. 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能維持

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

(災害時応援協定の強化)

- 災害時において、地域の企業・団体が得意分野の物資等を提供する協力体制を構築するため、災害時応援協定の締結を推進する必要があります。[危機管理防災課]

(農業者への災害復旧支援)

- 大規模自然災害による農業用機械や農業水利施設、農地への被災は耕作放棄や農業者の営農意欲の低下や離農につながるおそれがあることから、早期の復旧対策を進める必要があります。[農政課]

(企業誘致の推進)

- 本市における経済活動を強化するため、優れた立地特性や各種優遇制度等を広くPRし新たな企業を誘致するとともに、既存企業の拡張、設備投資への支援が引き続き必要です。[政策推進課]

(中小企業による事業継続計画策定の促進)

- 災害発生時においても中小企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも早期に復旧できるようにするため、中小企業の事業継続計画(BCP)を策定する必要があります。[商工観光課]

(情報提供体制の整備)

- 産業振興において支障となる風評被害を防止するため、被害状況や復興状況に関する情報発信のあり方を検討する必要があります。 [広報広聴課、危機管理防災課]

7. 二次災害の発生抑制

7-1 消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態

(自助・共助の促進)

- 災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平時から地域で対応できる体制を整え地域の防災力の向上を図る必要があります。 [危機管理防災課、地域支援課]

(災害に強いまちの整備)

- 災害時に発生した火災の延焼を防止し、市街地大火を防ぐとともに救援救助、消防活動及び避難のために必要な空間の確保を図り、災害に強いまちづくりを進める必要があります。 [都市計画課、市街地整備課、住宅建築課]

(消防水利の充実)

- 大地震発生時、複数箇所からの同時出火では消防水利が不足することから消火栓や防火水槽の整備充実が必要です。 [消防本部警防課、危機管理防災課]

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

(農業用ため池等の防災対策)

- 本市において農業用ため池は49箇所あり、この内地震等により堤体が決壊した場合、浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池(4箇所)の対策工事を計画的に進める必要があります。 [農政課]

(内水対策の推進)

- 大雨による一級河川が増水、又は山林や農地の宅地開発により雨水浸透・貯留機能が低下した場合、内水氾濫につながるため対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

(河川、水路、池沼の計画的な維持管理)

- 河川、水路、池沼について、施設の老朽化が進むことで、決壊等の可能性が高くなります。また、土砂の堆積等により流下能力や貯留機能の低下につながるため、対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

(有害物質流出対策の推進)

- 災害時において、化学物質等の有害物質が流出し健康への影響や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生するため、直ちに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機

関と連携しながら、速やかに拡散防止策を取る必要があります。

[環境政策課、消防本部予防課]

○浸水区域での危険物流出は短時間で急速に拡散する反面、回収には相当な時間を要するため、吸着マットやオイルフェンス等の取扱い要領を習熟するなど十分な訓練が必要です。

[消防本部予防課、環境政策課]

(危険物、高圧ガス施設の安全確保)

○災害発生時等の有害物質流出への事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の特定や災害対応に必要な資機材の整備等の実施により、迅速に対応する体制を確保・整備する必要があります。 [消防本部予防課]

8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態

(災害廃棄物処理体制の確保)

○令和元年東日本台風の経験を踏まえ速やかな災害廃棄物処理が行えるよう、近隣自治体等との連絡を密に行い、当該ごみ発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保を図りごみ処理に万全を期する必要があります。 [廃棄物対策課]

○大規模災害が発生した際には災害の種類や発生場所等により、災害廃棄物の発生量や性状が大きく異なることから、処理体制を整備しておく必要があります。 [廃棄物対策課]

(クリーンセンターの適正な維持管理)

○災害廃棄物を円滑に処理するため災害廃棄物処理計画に基づいた体制を整えていますが、クリーンセンターについては災害時においても安定したごみ焼却能力を確保できるよう、適正な維持・管理を図っていく必要があります。 [クリーンセンター]

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(住宅復興の支援体制の整備)

○住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」、「公的住宅の供給」及び「住宅の応急修理」を実施しつつ、自力による復旧・復興を基本とし、必要に応じた支援体制を整える必要があります。 [住宅建築課]

(道路インフラの適切な維持管理)

○防災・減災等に資する道路インフラの機能維持を図るため、より効果的・効率的な維持管理の必要があります。特に老朽化が課題となっている橋梁については、予防保全的な維持管理を推進する必要があります。また、舗装や道路附属物についても個別施設計画に基づき、計画的な修繕工事を推進する必要があります。 [道路課]

○道路や橋梁及び歩道橋、道路附属物について、要対策箇所の早期発見のため道路パトロールを計画的に行う必要があります。 [道路課、建設管理課]

(橋梁の強靱化)

○交通の長期遮断を回避するため、緊急輸送道路等に架かる主要な橋梁の震災対策を進める必要があります。 [道路課]

8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

(市街地における街区境界調査の推進)

○被災時に道路やライフラインを速やかに復旧するため、市が管理している道路・水路、河川と民地との境界線の確定を推進する必要があります。 [建設管理課]

8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

(農地等の適正な維持管理)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等の国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路の保安全管理や、土地改良区等による取水堰や用水路の適切な維持管理が必要です。 [農政課]

8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

(受援体制の整備)

○応急復旧については、被災時には国や県と連携するほか近隣自治体等との災害時相互応援協定等により、資機材の貸付けや人員派遣等について相互協力を行うことが想定されますが、被災時の応急復旧方法・対処方法を事前に検討しておく必要があります。 [危機管理防災課]

(河川改修の促進の要望)

○大雨により一級河川が決壊した場合、大規模な浸水被害につながるため対策の推進を図る必要があります。 [河川課]

(入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進)

○都幾川では、堤防から越水が複数発生し決壊に至るなど、現状の治水施設の能力を超えるような事象が発生しており、これまで以上の治水対策が必要です。また、被害の発生により情報が膨大となり、状況把握・情報伝達・避難行動が円滑に進まないため、水防・避難行動のための体制等を充実させる必要があります。 [危機管理防災課、河川課]

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

(災害ボランティアの活用)

○災害時において市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細やかな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠です。このためボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動が行えるよう受入れや派遣体制の整備を進める必要があります。 [社会福祉課]

(受援体制の整備)

○交流都市や関係機関、民間団体等と災害時における災害時応援協定の締結を推進し、平時から相互に必要な資料、情報の交換等を行うとともに、協定の具体的運用について協議し、人員が不足する業務（応急危険度判定、罹災調査、被災調査、被災者への保健栄養指導等の応急業務等）の円滑な実施体制を整備する必要があります。

[危機管理防災課、住宅建築課、課税課、収税課、健康推進課]

(地域防災力の強化)

○公助の手の届かない場への自助・共助としての自主防災組織の活動を促進するため、組織の基本となる自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要があります。

[地域支援課、危機管理防災課]

第5章 強靱化の推進方針

強靱化に向けて市が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定しました。

5-1 過去の災害における課題

(1) 地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。東北地方を中心とする津波の被害で15,000人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じました。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活等、多くの課題が生じました。

本市においては人的被害、建物被害における全壊・大規模半壊等の被害の発生はありませんでしたが、屋根瓦が落ちるなどの被害が東部地域に多く発生しました。

(2) 雪害（平成26年2月14日から15日の大雪の際に生じた課題）

平成26年2月13日に発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけて太平洋側を中心に広い範囲で雪が降りました。低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となりました。県内では、熊谷市で62cm、秩父市では98cmと観測史上最大の積雪を記録しました。

また、未明からは雪から雨に次第に変わっていったため、湿った重い雪となったことが特徴として指摘されました。

東松山市においては45cmの積雪を記録し、道路交通網の寸断、路線バス・鉄道等の公共交通機関の運休、ビニールハウスや畜舎の倒壊、カーポートの倒壊等の被害が多数発生しました。



平成26年2月14日・15日大雪
(市内除雪状況)



平成26年2月14日・15日大雪
(倒壊したビニールハウス)

(3) 風水害（令和元年東日本台風の際に生じた課題）

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸しました。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わりました。この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂

災害や浸水被害が発生しました。東松山市においては、多量の降雨が長時間にわたり河川上流域で継続的に降り続き、市内7箇所で堤防の決壊・欠損を引き起こしたことが被害を拡大させました。

市内では2人が尊い命を失い、全壊129戸を含め770戸の家屋が被害を受け、避難者の総数は3,329人に上るなど、本市始まって以来の甚大な被害が発生しました。

水害という地域全体を巻き込む災害時の避難所の運営、災害発生状況や避難情報の伝達手段、実際に被災した方への支援の在り方や災害ごみの処分等、解決すべき課題も多く残しました。



令和元年東日本台風
(県道岩殿観音南戸守線 早俣橋)



令和元年東日本台風
(自衛隊の災害派遣 早俣地内)

(4) 竜巻

本市では直接的な被害はないものの、県内では平成25年9月にF2クラスの竜巻が出現しています。さいたま市や越谷市を中心に、長さ約19km、幅300mにわたって突風をもたらし、僅か30分程の間で多数の負傷者や住家の被害が発生しました。

(5) 感染症（新型コロナウイルス感染症の拡大に関する課題）

令和2年の年明けから全世界的に拡大し、市内でも多くの患者が発生するなど、市内における社会経済活動や市民生活に著しい影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症の影響下で自然災害が発生した場合においても、市民に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、感染状況を踏まえた防災対策を行う必要があります。

例えば避難所運営においては、避難者や避難所運営スタッフの感染を防止するため感染症拡大防止策を徹底するとともに、人が密に集まって過ごすような空間での3密（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するため、避難所等の確保、レイアウトの検討等の対策を進めることが必要です。

5-2 被害想定

(1) 地震

平成25年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査による、次の5つの地震を想定される地震としました。

「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つを想定し、このうち東京湾北部地震と茨城県南部地震におきましては、今後30年以内に震度5強程度の地震が70%の確立で発生すると言われております。「活断層型地震」につきましては、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震が想定され、活断層型地震は発生確率は低いものの、発生した場合には震源の深さが浅いため甚大な被害をもたらすおそれがあります。

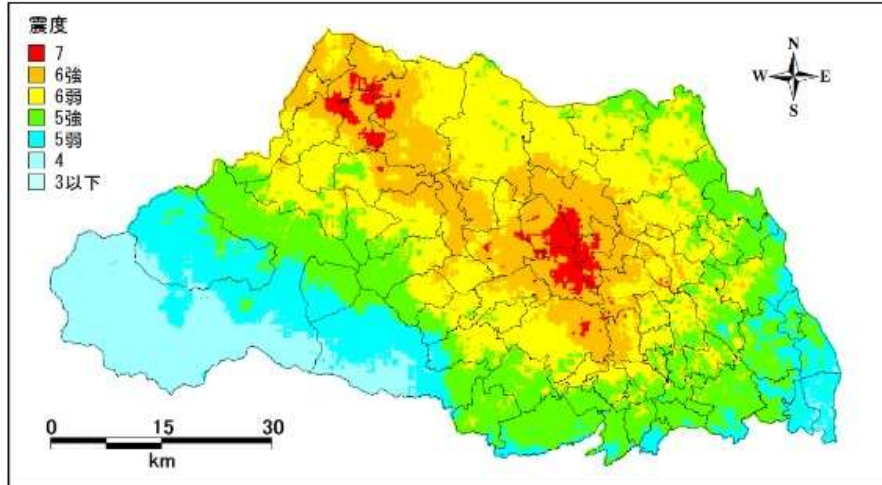
地震想定		マグニチュード	東松山市地震想定	30年以内の発生確率
海溝型地震	東京湾北部地震	M 7.3	5強	70%
	茨城県南部地震	M 7.3	5強	
	元禄型関東地震	M 8.2	5強	ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M 8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M 7.4	6弱	2%以下

【想定地震の断層位置図】



出典)「埼玉県地震被害想定調査」

【関東平野北西縁断層帯地震の想定】

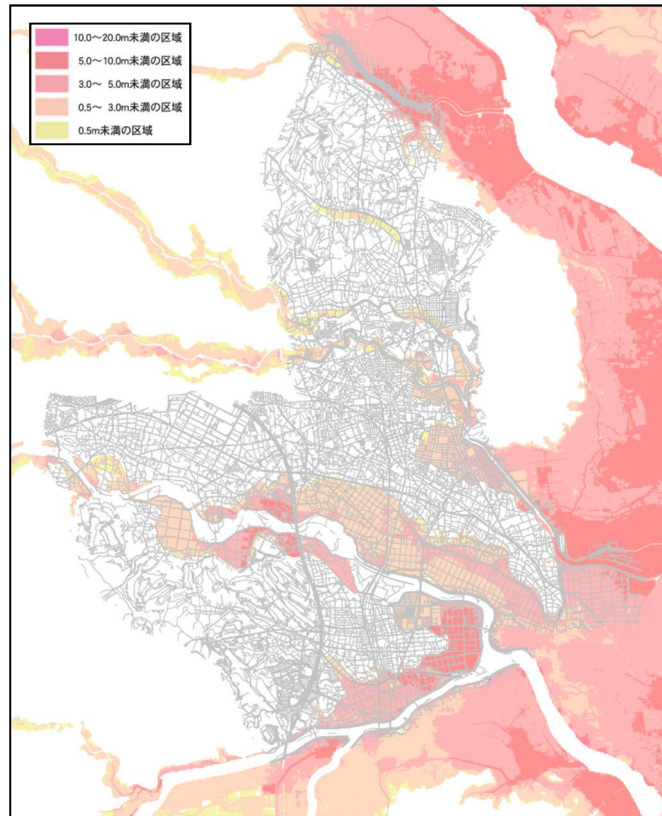


出典)「埼玉県地震被害想定調査」

(2) 洪水

令和元年東日本台風を踏まえて、国管理の荒川、越辺川、国及び県管理の都幾川、そして県管理の市野川等が、1000年に1度の大雨による堤防の決壊を被害想定とします。

【浸水想定区域図】



出典)「国と県が公表した最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」

(3) 大雪

平成26年の大雪被害を踏まえて、同程度（本市において45cmの積雪）の降雪を被害想定とします。

(4) 竜巻

国内最大級（F3）の発生を想定します。 （F3:藤田(F)スケールの階級）

5-3 重点的に推進する取組

本計画では各部署における業務等を勘案し、リスクシナリオを回避するため第4章3で設定した施策分野ごとに、「リスクシナリオ」の16項目について当分の間重点的に推進することとしました。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		1	2	3	4	5	6	7
		子ども	健康福祉	環境	生活基盤	活性化	協働	行政機能
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○		○	○		○	○
1-2	建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○			○			
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		○		○	○		
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態				○	○		
1-5	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○	○		○		○	○
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	○	○		○			○
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態		○					○
2-3	ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態		○	○	○			
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態				○			
3-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態				○			○
3-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態				○			○
4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○		○		○	○
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態		○		○			
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態			○	○			
5-3	上下水道の機能停止が長期化する事態				○			
5-4	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態		○		○		○	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態				○	○		○
7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態				○			○
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態				○	○		
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態			○				○
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態			○				
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態				○			
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態				○			
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態					○		
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態				○			
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態		○		○		○	

※網掛け項目を重点的に推進する

5-4 施策分野ごとの推進方針

1. 子 ども

総合計画	1-2-1. 乳幼児期における支援の充実
推進方針	保育施設の耐震化 (1-2) [保育課]
総合計画	1-3-1. 学校教育の充実
推進方針	学校安全教育の充実 (1-1) [学校教育課] 危機管理マニュアルの活用及び見直し (1-5) 教職員の危機管理体制の強化 (2-1)
総合計画	1-3-2. 教育環境の整備
推進方針	学校施設の整備 (1-2) [教育総務課] 学校施設の適正管理 (4-1)

2. 健康福祉

総合計画	2-2-1. 保健・医療体制の充実
推進方針	医療機関の連携強化 (2-2) [健康推進課] 災害派遣医療チーム (DMAT) の受入体制の整備 (2-2) 広域災害救急医療情報システム (EMIS) の活用 (2-2) 医療品、医療資機材の確保 (2-2) 健康指導体制の充実 (2-3) 避難所内の衛生管理 (5-4)
総合計画	2-2-2. 市民病院の充実
推進方針	市民病院の充実 (2-2) [病院総務課]
総合計画	2-3-1. 地域福祉の推進
推進方針	福祉避難所の充実強化 (1-5) [社会福祉課] 要配慮者支援の推進 (2-1) 災害派遣福祉チーム (DWAT) の受入体制の整備 (2-2) 災害ボランティアの活用 (4-1, 8-6)
総合計画	2-4-1. 高齢者支援の充実
推進方針	社会福祉施設の防災・減災対策 (1-3) [高齢介護課] 備蓄物資の充実 (5-1)
総合計画	2-5-1. 障害者支援の充実
推進方針	社会福祉施設への啓発活動 (1-3) [障害者福祉課]

3. 環 境

総合計画	3-1-1. 良好な地域環境の保全	
推進方針	空き家対策の推進 (1-1)	[環境政策課]
	家庭用非常用電源設備の確保 (5-2)	
	有害物質流出対策の推進 (7-3)	
総合計画	3-3-1. 資源循環の推進	
推進方針	災害廃棄物処理の充実 (2-3)	[廃棄物対策課]
	災害廃棄物処理体制の確保 (8-1)	
	クリーンセンターの適正な維持管理 (8-1)	[クリーンセンター]

4. 生 活 基 盤

総合計画	4-1-1. 防災・減災のまちづくり	
推進方針	燃料及び物資等の確保 (1-1, 5-2)	[危機管理防災課]
	災害対策本部機能の強化 (1-2, 4-1)	
	家具の転倒防止対策の促進 (1-2)	
	避難確保計画の作成支援 (1-3)	
	避難施設の充実 (1-3)	
	自主防災組織の強化 (1-3, 1-5, 5-4)	
	個人の防災意識の向上 (1-3)	
	入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進 (1-3, 8-5)	
	土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (1-4)	
	市登録制メールの登録促進 (1-5)	
	受援体制の整備 (2-1, 8-5, 8-6)	
	地域連携の強化 (2-1)	
	災害用トイレの整備 (2-3)	
	帰宅困難者対策の充実 (3-2)	
	情報発信ツールの充実 (3-3)	
	防災拠点の非常用電源の確保 (3-3)	
	災害時応援協定の強化 (4-1, 6-1)	
	関係機関との連携強化 (4-1)	
	支援物資等の管理体制の充実 (5-1)	
	輸送体制の整備 (5-1)	
	備蓄物資の充実 (5-1)	
防災倉庫の適正な維持管理 (5-1)		
防災倉庫の整備 (5-1)		
家庭内備蓄の促進 (5-3)		
避難所の適正な運営管理 (5-4)		

推進方針	防災訓練の実施 (1-5, 5-4) 自助・共助の促進 (7-1)
総合計画	4-2-1. 計画的なまちづくりの推進
推進方針	火災に強いまちづくり (1-1) [都市計画課] 公園の適正な維持管理 (1-1) 災害リスクを踏まえたまちづくり (1-3) 土砂災害防止対策の推進 (1-4) 歩行空間のバリアフリー化 (3-1) [市街地整備課] 公共施設の適正な維持管理 (1-2) [住宅建築課, 管財課] 住宅の耐震化 (1-2) [住宅建築課] 建築物の応急危険度判定体制の充実 (1-2) 市営住宅の適正な維持管理 (1-2) 緊急輸送道路沿線建築物の耐震化 (3-1) 住宅復興の支援体制の整備 (8-2) 災害に強いまちの整備 (7-1) [都市計画課, 市街地整備課, 住宅建築課] 公共交通の維持・確保 (3-2) [地域支援課]
総合計画	4-3-1. 道路の整備と維持管理
推進方針	道路の防災性の向上 (3-1) [道路課] 橋梁の強靱化 (3-2, 8-2) 道路インフラの適切な維持管理 (8-2) 市街地における街区境界調査の推進 (8-3) [建設管理課]
総合計画	4-3-2. 上下水道の整備
推進方針	応急給水体制の確立 (5-3) [上下水道経営課] 応急給水資機材の備蓄の推進 (5-3) 水道施設の耐震化 (5-3) [水道施設課] 危機管理対策マニュアルの充実 (5-3) 市街地における内水浸水対策 (1-3) [下水道施設課] 下水道機能の確保 (2-3, 5-3) 公共下水道の拡大 (2-3) 下水道事業業務継続計画 (BCP) の充実 (2-3) し尿処理の充実 (2-3) [環境センター] 合併処理浄化槽の転換促進 (2-3)
総合計画	4-3-3. 河川の整備
推進方針	河川の計画的な整備 (1-3) [河川課] 内水対策の推進 (1-3, 7-2) 河川改修の促進の要望 (1-3, 8-5) 河川、水路、池沼の計画的な維持管理 (7-2)

5. 活性化

総合計画	5-1-1. 農業の振興	
推進方針	農業水利施設の適正な維持管理 (1-3) 農業用ため池等の防災対策 (1-4, 7-2) 農業者への災害復旧支援 (6-1) 農地等の適正な維持管理 (8-4)	[農政課]
総合計画	5-2-1. 商業の振興	
推進方針	中小企業による事業継続計画策定の促進 (6-1)	[商工観光課]
総合計画	5-3-1. 産業振興と就労支援の充実	
推進方針	企業誘致の推進 (6-1)	[政策推進課]

6. 協働

総合計画	6-1-1. 市民参加の促進	
推進方針	防災訓練の実施 (1-5, 5-4) 地域防災力の強化 (8-6)	[地域支援課]
総合計画	6-4-2. 文化財の保護	
推進方針	文化財保護の推進 (1-1)	[埋蔵文化財センター]
総合計画	6-5-1. 健全な行財政運営	
推進方針	安定的な財政運営 (4-1) 市民活動センターの適正な維持管理 (4-1)	[財政課] [地域支援課]

7. 行政機能

	行政機能	
推進方針	情報提供体制の整備 (3-2, 6-1) 情報サービスの維持向上 (3-3) 情報通信手段の確保 (3-3) ICT部門の業務継続計画の整備 (4-1) 本庁舎等の被災対策 (4-1) 資金支払方法の整備及び職員への情報共有 (4-1)	[広報広聴課] [情報統計課] [管財課] [会計課]
	比企広域消防本部・東松山消防署	
推進方針	消防施設の強化 (1-1) 消防体制の強化 (1-1, 2-1) 消防団の充実・強化 (1-1) 火災防止対策・被害の抑制 (1-1)	[管理課, 警防課, 指令課] [警防課] [管理課, 東松山消防署] [予防課]

推 進 方 針	火災予防の啓発 (1-1)	[予防課]
	有害物質流出対策の推進 (7-3)	
	危険物、高圧ガス施設の安全確保 (7-3)	
	消防職員の災害対応能力の向上 (1-5)	[警防課]
	受援体制の整備 (1-5)	
	救急医療体制の強化 (2-2)	
	消防水利の充実 (7-1)	

第6章 強靱化に向けた役割

本計画は、行政の取組を中心に作成されていますが、強靱化の推進に当たっては行政だけではなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本市における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものです。脆弱性評価の結果を踏まえ、市民、民間企業、医療機関、行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

6-1 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、あたりまえの日常が一変し、必要物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予想されます。

自助の行動として①家具の固定、②3日分以上の水・食料の備蓄、③マイ・タイムラインの作成等により、自らの命を守ることとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待されます。

加えて、「自分たちの地域は自分たちで守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織の訓練への参加を通じて、平常時から共助の体制づくりを進めることが大切です。

6-2 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っています。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう活動を継続することが期待されます。

また、地域の一員として、地域における共助の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも重要です。加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待されます。

6-3 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、最も早く医療活動を開始できる被災地内の医療機関の役割は重要です。被災地となった場合には、地域の医療機関において被災時も医療活動ができるよう備えるとともに、災害時特有の重篤救急患者の救命医療を行うことが期待されます。

加えて、被災地とならなかった場合においても、負担が大きくなる被災地内の医療機関や災害拠点病院から患者受入等の支援ができるよう、平常時から連携関係等を強化しておくことが期待されます。

6-4 行政機関の役割

本市の強靱化を実効性のあるものとするためには、本計画を策定した上でその取組を総合的かつ計画的に進めることが必要です。

また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていくことも必要です。

なお、本計画に基づく事業の実施については、交付金・補助金等を積極的に活用するものとします。

1. 関連事業一覧

事業等名称	部	課
がんばる企業応援事業	政策財政部	政策推進課
広報活動事業	政策財政部	広報広聴課
財政運営事業	政策財政部	財政課
財産管理事業	総務部	管財課
情報保守管理事業	総務部	情報統計課
生活環境向上事業	環境産業部	環境政策課
地球温暖化対策事業	環境産業部	環境政策課
環境対策事業	環境産業部	環境政策課
塵芥収集事業	環境産業部	廃棄物対策課
塵芥処理事業	環境産業部	廃棄物対策課
土地改良事業	環境産業部	農政課
農林業振興事業	環境産業部	農政課
商工業振興事業	環境産業部	商工観光課
コミュニティ活動推進事業	市民生活部	地域支援課
地域公共交通事業	市民生活部	地域支援課
市民活動施設管理事業	市民生活部	地域支援課
地域防災事業	市民生活部	危機管理防災課
防災施設整備事業	市民生活部	危機管理防災課
福祉総務事業	健康福祉部	社会福祉課
介護保険施設等整備費補助事業	健康福祉部	高齢介護課
介護保険総務事業	健康福祉部	高齢介護課
障害福祉推進事業	健康福祉部	障害者福祉課
救急医療体制事業	健康福祉部	健康推進課
健康づくり推進事業	健康福祉部	健康推進課
公園等維持管理事業	都市計画部	都市計画課
まちづくり推進事業	都市計画部	都市計画課
市街地盤整備事業	都市計画部	市街地整備課
建築確認等対応事業	都市計画部	住宅建築課
市営住宅事業	都市計画部	住宅建築課
官民境界等先行調査事業	建設部	建設管理課
交通安全施設整備事業	建設部	道路課
市街化区域内狭あい道路整備事業	建設部	道路課
歩道整備事業	建設部	道路課
生活道路整備（道路新設改良）事業	建設部	道路課
橋梁維持事業	建設部	道路課
道路維持事業	建設部	道路課

事業等名称	部	課
河川維持事業	建設部	河川課
準用河川改修事業	建設部	河川課
河川総務事業	建設部	河川課
水道水安定供給事業	建設部	上下水道経営課
応急給水対策事業	建設部	上下水道経営課
建設改良事業	建設部	水道施設課
管渠整備事業	建設部	下水道施設課
公共用水域水質及び公衆衛生保全事業	建設部	下水道施設課
処理場整備事業	建設部	下水道施設課
し尿収集管理事業	建設部	下水道施設課
浄化槽設置整備事業	建設部	下水道施設課
出納事業	—	会計課
病院事業	東松山市市民病院	病院総務課
学校整備事業	学校教育部	教育総務課
学校保守管理事業	学校教育部	教育総務課
教育指導事業	学校教育部	学校教育課
文化財保存事業	生涯学習部	生涯学習課
民間保育園事業	子ども家庭部	保育課
施設管理事業	比企広域消防本部	管理課・警防課
消防団活動事業	比企広域消防本部	管理課・予防課 ・東松山消防署
電気火災予防事業	比企広域消防本部	予防課
住警器設置率向上対策事業	比企広域消防本部	予防課
予防査察事業	比企広域消防本部	予防課
予防保安事業	比企広域消防本部	予防課
環境対策事業	比企広域消防本部	予防課
地域消防力向上対策事業	比企広域消防本部	予防課
消防防災施設整備事業	比企広域消防本部	警防課
消防活動事業	比企広域消防本部	警防課
消防活動・職員研修事業	比企広域消防本部	警防課
防災啓発事業	比企広域消防本部	警防課
車両管理事業	比企広域消防本部	警防課
救急事業	比企広域消防本部	警防課
緊急防災・減災事業	比企広域消防本部	指令課

2. 関係府省庁の主な支援（交付金・補助金）

省庁名	No.	交付金・補助金
内閣府	1	地方創生整備推進交付金
総務省	2	無線システム普及支援事業等補助金
	3	消防防災施設整備費補助金
	4	緊急消防援助隊設備整備補助金
文部科学省	5	学校施設環境改善交付金
	6	認定こども園施設整備交付金
	7	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
	8	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
厚生労働省	9	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	10	社会福祉施設等施設整備費補助金
	11	次世代育成支援対策施設整備交付金
	12	保育所等整備交付金
	13	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	14	農村地域防災減災事業費補助
	15	農山漁村地域整備交付金
	16	農業水利施設保全管理整備交付金
	17	農山漁村活性化対策整備交付金
国土交通省	18	防災・安全交付金
	19	住宅市街地総合整備促進事業費補助
	20	地籍調査費負担金
	21	地籍整備推進調査費補助金
	22	特定洪水対策等推進事業費補助
	23	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
	24	特定土砂災害対策推進事業費補助
	25	下水道防災事業費補助
	26	都市安全確保促進事業費補助金
	27	無電柱化推進事業費補助
	28	道路交通安全施設等整備事業費補助
	29	道路更新防災等対策事業費補助
	30	地域連携道路事業費補助
	31	交通連携道路事業費補助
環境省	32	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
	33	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
	34	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）
	35	廃棄物処理施設整備交付金

東松山市国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

東松山市 市民生活部 危機管理防災課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221（代表）

FAX 0493-22-7799

<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>